

記載事項等変更届出書

総務大臣 殿(注1)

- ☐電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法施行規則第43条第4項の規定により、定款又は理事に関し変更するので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

[illegible]

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

2 該当する□にレ印を付けること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。

また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

- (2) 届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
 - (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
 - (4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
 - (5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 4 2の欄は、次によること。
- (1) ①の欄は、免許規則第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、免許規則第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。
 - (2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局(包括免許の場合を除く。)に指定されている識別信号を①の欄の記載事項に対応して記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- 5 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。